

第4期障害福祉計画策定専門部会について（案）

第4期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度：3年間）は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保のため、サービスの見込量とその達成方策を定めるものです。

策定にあたり、平成26年度に障害者施策推進協議会に専門部会を設置し、障害当事者、障害者の家族、有識者や障害福祉サービス関係者等と審議を経て、策定を進めます。

【進め方】

- 第4次障害者長期計画と第4期障害福祉計画との整合など、総論的な議論については、障害者施策推進協議会委員（以下「本会議委員」とする。）全員で検討
- 第4期障害福祉計画の検討は、「障害福祉計画策定専門部会」で検討
- 部会の委員は、会長が指名
- 第4期障害福祉計画を審議するにあたり、臨時委員を置く。臨時委員は、市長が委嘱をする。（平成26年度のみ）

【平成26年度 スケジュール】

- 4月～5月 会議準備（事務局補助の事業者公募によるプロポーザル）
- 6月 第1回障害者施策推進協議会
第4次障害者長期計画（素案）の確認及び第4期障害福祉計画策定に向けての専門部会の設置
- 7月～11月 障害福祉計画策定専門部会の開催（6回程度）
- 12月中旬～1月中旬 2つの計画（長期計画、福祉計画）のパブリックコメント募集
- 2月中旬 庁内合議（庁内委員会）
- 3月中旬 第2回障害者施策推進協議会
第4次障害者長期計画（案）及び、第4期障害福祉計画（案）の最終確認
- 3月末 市長決裁 第4次障害者長期計画・第4期障害福祉計画 作成

【全体概要】

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 障害者長期計画 （障害者基本法） | | | | | | | | | | 第4次長期計画 | | | | | | | | |
| 障害福祉計画 （障害者総合支援法） | | | | | | | | | | 第4期 | | | | | | | | |